

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Energy

---

2026年4月

### メガソーラー対策パッケージの最新動向と実務への影響 — 2026年3月末時点の制度動向整理 —

弁護士 小林 英治 / 弁護士 鳥丸 千織

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. 地上設置事業用太陽光の FIP 支援終了
- III. 森林法改正
- IV. 電気事業法改正
- V. 景観法運用指針改正
- VI. 環境影響評価の見直し
- VII. 監視体制の拡張
- VIII. その他施策の進捗一覧
- IX. おわりに

## I. はじめに

2025年12月23日、内閣官房の「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」<sup>1</sup>（以下「対策パッケージ」という。）が決定された。対策パッケージは、自然環境の保護、安全性の確保、景観の保護及び地域共生型への支援の重点化を柱として、複数省庁にまたがる法改正、運用見直し及び連携強化を一体的に進めるものである。

2026年3月末時点では、地上設置事業用太陽光に対する FIT/FIP 制度上の支援見直し、森林法に基づく林地開発許可制度の規律強化、電気事業法改正案の国会提出、景観法運用指針改正案の公表、環境影響評価制度の見直し検討等、主要施策の具体化が相次いでいる。これらの動きは、単なる政策動向にとどまらず、太陽光案件の案件形成、資金調達、建

---

<sup>1</sup>大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/megasolar/pdf/countermeasure.pdf>

設工程及び運転開始後の管理実務に広く影響し得る。

特に、地上設置事業用太陽光について 2027 年度以降 FIT/FIP 制度の新規支援対象外とする方針は、対策パッケージの中でも象徴的な位置付けを有する。他方で、森林法、電気事業法、景観法及び環境影響評価制度の見直しは、立地選定、許認可取得、設計・施工及び法令遵守管理に直接作用する点で、プロジェクト開発・運営及びプロジェクト・ファイナンスの実務への影響が大きい。以下では、これらのうち実務上のインパクトが特に大きい変更点を中心に整理する。

## II. 地上設置事業用太陽光の FIP 支援終了

経済産業省による 2026 年 3 月 19 日の公表<sup>2</sup>によれば、地上設置の事業用太陽光については、2026 年度までは一定の区分で FIP 認定が維持される一方、2027 年度以降は FIT/FIP 制度における新規支援の対象外とされる。資源エネルギー庁の 2026 年度 FIT/FIP ガイドブック<sup>3</sup>でも、「事業用太陽光(地上設置)は FIT/FIP 制度の新規支援の対象外」と明記されている。

調達価格等算定委員会等の議論では、太陽光発電の大量導入とコスト低減が進展したことに加え、地上設置型では、自然環境への影響、安全上の懸念、景観悪化及び地域との摩擦といった地域共生上の課題が顕在化していることが背景として示されている。すなわち、今回の見直しには、地上設置型太陽光は政策的支援の重点対象から外し、より地域共生型・自立型の案件形成を求めるといった方向性が示されているといえる。

また、実務への影響も大きい。従来の FIT/FIP 案件では、制度に支えられた一定の収益予見可能性が存在したのに対し、今後の地上設置案件では、コーポレート PPA、相対売電又は市場価格に収益が左右されるリスクを前提として案件を組成する場面が増えると考えられる。その結果、売電先の信用力、契約期間、価格改定条項、下限価格の有無、再契約可能性、出力抑制リスクの扱い等が、従来以上に重要な検討項目となる。プロジェクト・ファイナンスのレンダーとしても、長期売電契約による収益安定化の程度、スポンサーによる価格変動補完の内容、追加出資義務や配当制限の要否等をより慎重に検討する必要がある。

## III. 森林法改正

森林法関係では、改正森林法に基づき、林地開発許可制度の規律強化が 2026 年 4 月から施行された。今回の改正では、許可条件違反に対する罰則の新設<sup>4</sup>及び中止命令・復旧命令に従わない者の公表制度の新設が盛り込まれている<sup>5</sup>。罰則は、3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金とされている(法人につき両罰規定あり)。

この改正の背景には、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発において、造成、排水、防災措置等が不十分であるまま開発が進められ、災害リスクや違反状態の継続が問題となった事例がある。林野庁の資料<sup>6</sup>では、違反状態にある土地が第三者に売却されることにより、違反是正がさらに困難となるおそれにも言及されており、公表制度は、そのような局面で取引上の牽制機能を果たすことも企図していると理解される。

さらに、林野庁は、法改正と並行して、太陽光発電に係る林地開発許可基準等の見直しを行った(残置森林率の引き上げ、市町村長による開発行為における利害関係者への意見聴取、許可後の長期間未着手又は開発行為未完了案件につき廃止届を促す等の対応)。今回の見直しは、違反時対応の厳格化にとどまらず、許可段階から施工・運用段階までを通じた規律強化といえる。

---

<sup>2</sup> 経済産業省「再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度における 2026 年度以降の調達価格等と 2026 年度の賦課金単価を設定します」<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260319004/20260319004.html>

<sup>3</sup> 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー FIT・FIP 制度ガイドブック 2026」

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/data/kaitori/2026\\_fit\\_fip\\_guidebook.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2026_fit_fip_guidebook.pdf)

<sup>4</sup> 森林法第 206 条 2 号

<sup>5</sup> 森林法第 10 条の 3 第 2 項

<sup>6</sup> 林野庁「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会報告書」

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/con\\_4\\_6\\_1-51.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/con_4_6_1-51.pdf) (rinya.maff.go.jp)

実務上は、森林立地案件について、許可取得の見込みのみならず、許可条件を遵守しつつ工事・運営を継続できるかが従来以上に重視される。具体的には、造成計画、雨水排水計画、法面保護、防災措置、施工順序及び原状回復可能性等について、法務デュー・ディリジェンスと技術デュー・ディリジェンスの双方から確認する必要がある。また、森林法違反が生じた場合に、ファイナンス取引等における関連契約上の表明保証違反、遵守義務違反、重大な許認可違反又は期限の利益喪失事由該当性等についても、従来以上に明確な整理が求められる。

## IV. 電気事業法改正

2026年3月24日、経済産業省は「電気事業法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことを公表した<sup>7</sup>。同法案では、太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、支持物等について第三者機関（登録適合性確認機関）による工事前の技術基準適合性確認の対象とすることが盛り込まれている。また、製品不良又は施工不良等に関し、設置者のみでは原因究明や再発防止が困難な場合に、製造・輸入販売事業者や工業者に必要な協力を求める措置も設けるとされている。

対策パッケージでは、10kW以上の全ての太陽電池発電設備について、土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設けることが掲げられており、今回の法案提出はその具体化に当たる。現行制度では、一定規模以上の設備については国による審査がある一方（出力2,000kW以上の太陽光発電所に関する工事計画届の作成及び提出並びに使用前安全確認審査）、その他の設備は設置者の自己確認に委ねられているが（出力10kW以上2,000kW未満の太陽光発電所に関する使用前自己確認制度）、近時の事故状況等を踏まえ、外部の専門的確認を制度化する必要があるとの考え方が背景にある。

実務では、まずEPC工程への影響が大きい。工事着手前に第三者確認が必要となれば、設計確定の時期、費用、着工条件、工程表及びCOD予定日に直接影響し得る。特に、斜面地、造成地、大規模架台等を伴う案件では、構造安全性に関する審査負担が増し、プロジェクト・ファイナンスのレンダー等の技術アドバイザーによるレビュー範囲や建設モニタリングの内容も見直しが必要となる可能性がある。さらに、製品不良・施工不良時の協力要請制度の新設については、関連機器の製造、輸入販売業者及び工業者は、法的な協力義務が課されることを前提として対応態勢を整える必要がある。また、EPC契約及び機器売買契約等における保証条項において、事故時の調査協力、資料提出、現地対応、部品開放・点検時の保証の取扱い等を、より明確に定める必要が高まる。

現時点では法案段階であるため、対象設備の範囲、確認手続、必要書類及びスケジュール等の詳細は今後の下位法令・運用を待つ必要があるが、事業者やプロジェクト・ファイナンスのレンダー等は、工事前確認が新たな建設上の節目となることを前提に、案件の工程及び前提条件を設計していく必要がある。

## V. 景観法運用指針改正

対策パッケージでは、「景観法の活用促進」が掲げられ、市町村等が明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対して必要な規制・誘導を行うことが想定されている。これを受けて、2026年3月、国土交通省・農林水産省・環境省は景観法運用指針を改正し、太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギー施設に対する景観法の活用の考え方を明確化した<sup>8</sup>。今回の改正では、再エネ施設に関し、眺望対象に影響を及ぼす範囲に当該施設が視認されないようにする景観形成基準を定める方法が示された。改正後指針は、当該方法によれば、景観法第16条第3項に基づく勧告により改善を促すことが可能であり、景観保全の観点から一定の効果が期待されるとする一方、過度な制限とならないようにする必要性にも言及している。また、改正後指針は、近年、再エネ施設について、自然環境、安全及び景観の面から懸念が生じている事例が見られることを踏まえ、施設の規模に上限を設けることも可能であることを明示してい

<sup>7</sup> 経済産業省「電気事業法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました」

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260324006/20260324006.html>

<sup>8</sup> 国土交通省「景観法運用指針の改正経緯 令和8年3月31日改正」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001993433.pdf>

る。さらに、施設本体の設置行為だけでなく、再エネ施設の設置に先立って行われる土地の形質変更や木竹の植栽・伐採を届出対象行為とすることにより、事業着手前段階から景観規制を認識させることが望ましいとされている。加えて、環境影響評価法・条例や森林法等の他法令に基づく事業着手前の手続段階においても、景観行政団体が事業者当該基準を周知することが、トラブル防止の観点から望ましいとされている。これらは、景観規制の対象と時期を実質的に前倒しする方向性を示すものといえる。

実務上重要なのは、景観規制が、後から問題化する付随的規制ではなく、案件初期の立地選定・開発可能性に直接作用する規制として、制度上明確に位置付けられた点である。今後は、候補地取得又は開発初期段階から、景観計画、景観条例、景観重点地区、眺望点、事前相談及び届出要否のみならず、見え方規制や規模上限の有無、土地の形質変更等が届出対象とされているかを確認しなければ、後戻りの困難なリスクを負う可能性が高まる。特に、観光地、山間部、沿岸部又は歴史的景観を有する地域では、景観規制と地域受容性の問題が重なりやすく、法的リスクと地域対応リスクを一体として評価する必要がある。なお、これらの改正は、太陽光発電施設だけでなく風力発電施設等のその他の再エネ施設にも適用がある点についても注意を要する。

## VI. 環境影響評価の見直し

環境省は、2026年1月26日、2月20日、3月23日に「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」を開催した<sup>9</sup>。検討対象は、環境影響評価法及び電気事業法に基づく太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模等の見直しである。第1回では検討会の開催趣旨及び検討事項の整理が行われ、第2回及び第3回では関係団体・自治体等からのヒアリングや、対象規模等の見直しに関する論点整理が進められている。対策パッケージの概要においても、環境影響評価法・電気事業法について、環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化を行うことが明示されている。

実務上、環境影響評価の対象拡張又は審査厳格化が進めば、開発タイムライン、許認可取得時期、着工、融資実行及び貸付期間等の設計に直接影響する。特に、大規模造成を伴う案件や自然環境上センシティブな地域に所在する案件では、制度改正前であっても、将来的なアセス対象化又は審査長期化を見据えたスケジュール設定を行うことが望ましい。

## VII. 監視体制の拡張

対策パッケージの進捗資料<sup>10</sup>(以下「進捗資料」という。)では、これまでFIT/FIP事業を主な対象としていた関係法令違反通報システムや再エネGメンについて、2026年4月から非FIT/非FIP事業も通報対象に追加する方針が示されている。また、経済産業省の「再エネ地域共生連絡会議」ページ<sup>11</sup>によれば、同連絡会議の第1回会合は2026年3月18日に開催され、地方公共団体との間で情報提供がされている。

この動きは、FIT/FIP等制度的な支援を受ける案件だけでなく、コーポレートPPA案件や相対売電案件を含む太陽光発電事業全体について、法令遵守を確保する監視体制を強化する方向を示すものといえる。対策パッケージでは、「全省庁横断再エネ事業監視体制」を構築するとされており、国レベル及び地方公共団体レベルを通じて、地域共生、安全、景観、環境及び許認可遵守を横断的に把握及び監視する発想がより明確になっている。

実務では、非FIT/非FIP案件であることを理由に規制対応が軽くなるわけではなく、むしろ、運転開始後も含めた法令遵守体制、自治体対応、住民対応及び違反時の是正報告体制を継続的に管理する必要が高まる。プロジェクト・ファイナンスのレンダーとしても、貸付実行前のデュー・ディリジェンスに加え、貸付実行後における定期報告、事故報告及び法令違反発生時の通知義務等をどのようにモニタリング条項へ落とし込むかが重要となる。

9 太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会

[https://assess.env.go.jp/4\\_kentou/4-1\\_kentou/reportdetail.html?page=4\\_kentou/index&kid=1085](https://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=1085)

10 経済産業省「メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況(令和8年3月末時点)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/chiikikyosei/pdf/execution\\_status.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/chiikikyosei/pdf/execution_status.pdf)

11 経済産業省「再エネ地域共生連絡会議」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/regional\\_symbiosis/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/regional_symbiosis/index.html)

## VIII. その他施策の進捗一覧

下記の施策についても、太陽光発電所案件における立地選定、開発管理、O&M 又は将来の撤去・更新実務に影響し得るため、進捗を把握しておくことが有益である。

### 【その他施策の進捗一覧<sup>12</sup>】

施策	状況
種の保存法の在り方の検討	2025 年 10 月に立ち上げた検討会において、再エネ導入と希少種保全の課題、生息地等保護区の設定推進等を含めて検討中。2026 年夏頃に取りまとめ予定であり、その結果を踏まえて必要な制度改正を実施予定。
文化財保護法に関する事務連絡の発出	自治体が事業者に対し、工事による天然記念物への影響確認に係る助言を行う際の留意事項を整理し、2026 年 3 月末に自治体へ事務連絡を発出。
自然公園法に基づく釧路湿原国立公園の区域拡張	2026 年度中の区域拡張を目指し、2025 年 11 月に作成した基本方針に基づき、関係自治体等と具体的な拡張区域について調整中。
太陽光発電システムのサイバーセキュリティ強化	太陽光発電や蓄電池を送配電網に接続する際の技術的要件を見直し、「JC-STAR」適合機器の利用を要件化する方針は 2025 年 12 月に決定済み。適用開始は 2027 年 4 月（低圧連系は 2027 年 10 月）であり、それまでに各社製品について「JC-STAR★1」適合ラベル取得を進めるようメーカーに依頼済み。
土地利用規制等に係る区域の適切な設定	各種土地利用規制区域について、引き続き国と地方の連携の下で適切な区域設定を進める方針。あわせて、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ導入促進区域について、2025 年度補正予算でゾーニング等への支援及び理解醸成支援を措置。
関係法令の適切な運用等	既に開発に着手された案件も含め、森林法、文化財保護法、土壤汚染対策法、盛土規制法等の関係法令を総動員して厳格に対応する方針。FIT/FIP 認定事業については、2026 年 3 月末時点で延べ 427 件に対して FIT/FIP 交付金の一時停止措置を実施済み。
太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保	既存制度の厳格運用に加え、2026 年 1 月 23 日の中央環境審議会・産業構造審議会合同会議で、効率的なリサイクル実施を可能とする法制度案の検討状況を報告。早期の法案提出を目指す。2026 年度予算案には、リサイクル費用低減に向けた技術開発、設備導入、保管施設導入等の支援予算も計上。

## IX. おわりに

以上のとおり、メガソーラー対策パッケージの具体化は、太陽光案件における規制リスクを、単なる許認可取得リスクにとどまらず、自然環境、安全、景観及び地域対応を含む総合的な地域共生リスクとして再構成するものといえる。特に、地上設置事業用太陽光の FIP 支援対象外化は、太陽光政策の方向性を象徴的に示す論点であり、これに森林法改正、電気事業法改正案、景観法運用指針改正案及び環境影響評価制度の見直しが重なることで、案件組成・融資条件・建設工程・運営管理の各局面に具体的な影響が及ぶ。

したがって、今後の実務では、案件初期段階から、立地規制、地域条例、工事前審査、売電スキーム及び運転開始後の法令遵守管理までを一体として検討することがより重要になる。個別の制度の理解にとどまらず、デュー・ディリジェンス項目、契約条件(前提条件、行為義務等)及びモニタリング項目をどのように調整すべきかといった、具体的な影響を整理することが実務上有益である。

以上

12 進捗資料参照

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 小林 英治 ([ejji.kobayashi\\_grp@amt-law.com](mailto:ejji.kobayashi_grp@amt-law.com))  
弁護士 鳥丸 千織 ([chiori.torimaru@amt-law.com](mailto:chiori.torimaru@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。